

件名	愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第47号）の全部を改正する条例				
主管課	保健福祉課				
根拠法令等	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）				
<p>本年3月に上記省令により、基準省令（※①）にハラスメント対策等が追加されることに伴い、基準条例（※②）を、転記方式から引用方式（基準省令の基準をもって、その基準とする）に全部改正（令和3年8月1日施行）する。</p>					
<p>【基準省令の改正内容】</p> <p>(1) 適切なハラスメント対策 (2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画 (3) 災害対応時における地域住民との連携 (4) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止</p>					
<p>【条例の規定数】</p> <p>[現行] 39条 → [改正後] 5条</p>					
<p>【本県の独自基準：非常災害対策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準省令</th> <th>本県の独自基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的な計画の策定等及び定期的な訓練 訓練における地域住民との連携（今回の省令改正により追加） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害ごとの計画の策定等及び施設内の掲示並びに定期的な訓練（救護施設・更生施設・宿所提供施設） 利用者の安全確保体制等を定めた計画の策定等及び事業所内の掲示並びに定期的な訓練（授産施設） 訓練結果に伴う検証と計画の見直し 訓練における地域住民との連携 施設内での避難生活のために必要な食糧、飲料水等の備蓄 </td> </tr> </tbody> </table> <p>→条例に独自に設定</p>		基準省令	本県の独自基準	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的な計画の策定等及び定期的な訓練 訓練における地域住民との連携（今回の省令改正により追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害ごとの計画の策定等及び施設内の掲示並びに定期的な訓練（救護施設・更生施設・宿所提供施設） 利用者の安全確保体制等を定めた計画の策定等及び事業所内の掲示並びに定期的な訓練（授産施設） 訓練結果に伴う検証と計画の見直し 訓練における地域住民との連携 施設内での避難生活のために必要な食糧、飲料水等の備蓄
基準省令	本県の独自基準				
<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的な計画の策定等及び定期的な訓練 訓練における地域住民との連携（今回の省令改正により追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害ごとの計画の策定等及び施設内の掲示並びに定期的な訓練（救護施設・更生施設・宿所提供施設） 利用者の安全確保体制等を定めた計画の策定等及び事業所内の掲示並びに定期的な訓練（授産施設） 訓練結果に伴う検証と計画の見直し 訓練における地域住民との連携 施設内での避難生活のために必要な食糧、飲料水等の備蓄 				
<p>※① 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）</p> <p>※② 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第47号）</p>					
施行日	令和3年8月1日				
<p>【その他参考事項】</p> <p>救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう（生活保護法第38条第2項）。本県において、4施設の救護施設がある（本県所管の大洲幸楽園及び寿楽荘、松山市所管の丸山荘及びみさか荘）。</p>					